

社会福祉法人 桶川市社会福祉協議会常勤役員の報酬等に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人桶川市社会福祉協議会の常勤の役員(以下「常勤役員」という。)の報酬等について必要な事項を定めるものとする。

(報 酬)

第2条 常勤役員には、この規程により報酬を支給する。ただし、桶川市の一般職である常勤役員には支給しない。

(報酬額)

第3条 常勤役員に対する報酬額は、月額250,000円の範囲内で会長が定める。

(支払い方法)

第4条 常勤役員の報酬の支払い方法は、社会福祉法人桶川市社会福祉協議会給与規程の例による。

(通勤手当)

第5条 常勤役員の通勤手当の支給は、一般職の職員の例による。

(旅 費)

第6条 常勤役員が業務のため旅行したときは、その旅行について旅費を支給する。

2 旅費の額及び支給方法は、社会福祉法人桶川市社会福祉協議会職員旅費規程の例による。

(管理職手当)

第7条 常勤役員が社会福祉法人桶川市社会福祉協議会事務局長を兼務した場合は、管理職手当を支給することができる。

2 管理職手当の額は会長が定める。

(退職手当)

第8条 常勤役員（桶川市の一般職である常勤役員は除く。）が退職した場合は、その者（死亡による退職の場合は、その遺族）に退職手当を支給することができる。

(費用弁償の特例)

第9条 常勤役員の費用弁償については、社会福祉法人桶川市社会福祉協議会役員で非常勤の者の費用弁償等に関する規程第3条第2項の規定の適用はないものとする。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成2年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年5月19日から施行し、平成2年6月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年5月28日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年1月26日から施行する。